

## 議 事 内 容

- 局長                      定刻となりましたので、第 122 回常設審議委員会をはじめさせていただきますと思います。
- 委員会を始める前に、3 点ほど御留意していただきたい事項を年度初めということもありまして、申し上げたいと思います。
- まず、1 点目、コンプライアンスの遵守の件であります。パワハラ、セクハラ、モラハラなどがありますが、こうしたことに抵触しないよう、言葉遣いなどには、留意してください。また、先日の全国の事務局長会でもありましたが、転用案件に関しまして、贈収賄なども見受けられますので、こうしたことが無いようにそれぞれの農業委員会で気をつけてください。
- 2 点目、常設審議委員会については、個人情報扱っていますので、資料等については、審議が終わりましたら、適切に処分してください。
- 3 点目、常設審議委員会における議論の内容は、転用に密接に関わる部分の質問にさせていただくようお願いします。関係が無い、または、関係性が薄いことについては、控えていただきますようお願いいたします。
- それでは、〇〇会長、ご挨拶をお願いします。
- 〇〇会長                      （会長あいさつ）
- 〇〇会長                      また本日は、先月開催されました理事会におきまして、新たに常設審議委員が選任されておりますので、ここで皆さんに紹介します。
- 〇〇市の〇〇委員です。
- 一言ご挨拶をお願いします。
- 〇〇委員                      （〇〇委員あいさつ）
- 〇〇会長                      ありがとうございます。
- それでは、ただいまから第 122 回常設審議委員会を開会いたします。
- まず、本日の出席状況を報告してください。
- 局長                      本日は、審議委員の総数 19 名に対し Web 出席も含めて 12 名の出席となっています。
- 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 〇〇議長                      次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。

|          |                                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業会議事務局  | (前回の審議案件について、資料 1 により報告)                                                                              |
| 〇〇議長     | 次に、前回の審議案件について、説明を求められていた事項の説明について、〇〇市農業委員会及び〇〇市農業委員会から報告してください。                                      |
| 〇〇市農業委員会 | (前回案件に関して、〇〇市農業委員会から説明)                                                                               |
| 〇〇議長     | ありがとうございます。次に〇〇市農業委員会からお願いします。                                                                        |
| 〇〇市農業委員会 | (前回案件に関して、〇〇市農業委員会から説明)                                                                               |
| 〇〇議長     | 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・ 1 件、農地法第 5 条・ 7 件を議題としています。<br>どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。           |
| 〇〇議長     | また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手をしていただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。 |
| 〇〇議長     | それでは、ただ今から議事に入ります。<br>議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇市・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。                              |
| 〇〇議長     | 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。<br>一括上程しますので、内容について、農業委員会事務局から説明をお願いします。                              |
| 〇〇議長     | はじめに、農地法第 4 条関係について、〇〇町農業委員会からお願いします。                                                                 |
| 〇〇町農業委員会 | (整理番号 4 - 1 ついて、資料に沿って説明)                                                                             |
| 〇〇議長     | 次に、農地法第 5 条関係について、〇〇市農業委員会からお願いします。                                                                   |
| 〇〇市農業委員会 | (整理番号 5 - 1 の案件について説明)                                                                                |

|          |                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 〇〇議長     | 次に、〇〇市農業委員会から2件続けてお願いします。                                           |
| 〇〇市農業委員会 | (整理番号5-2及び5-3の案件について説明)                                             |
| 〇〇議長     | 次に、〇〇市農業委員会から2件続けてお願いします。                                           |
| 〇〇市農業委員会 | (整理番号5-4及び5-5の案件について説明)                                             |
| 〇〇議長     | 次に、〇〇町農業委員会からお願いします。                                                |
| 〇〇町農業委員会 | (整理番号5-6の案件について説明)                                                  |
| 〇〇議長     | 次に、〇〇町農業委員会からお願いします。                                                |
| 〇〇町農業委員会 | (整理番号5-7の案件について説明)                                                  |
| 〇〇議長     | ただいま、農地法第4条関係1件、第5条関係7件の案件について、説明がありました。<br>ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。  |
| 〇〇議長     | はじめに、農地法第4条関係、〇〇町農業委員会より諮問の〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。         |
| 〇〇園議長    | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。                    |
| 〇〇議長     | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇町農業委員会会長に回答いたします。                  |
| 〇〇議長     | 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇〇委員     | 8頁の航空写真で、申請地の西側は農地のように見えますが、ここはどういった使われ方をしているのでしょうか。                |

|          |                                                                                                            |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〇〇市農業委員会 | 申請地の西側に幼稚園がありまして、ちょっと航空写真が古いんですけど、お尋ねのところは、現在は、幼稚園の敷地の一部となっております。                                          |
| 〇〇委員     | 5 頁の農地区分の該当事項に記載している内容について、その農地の状況がわかるように記載してはと思いますが。                                                      |
| 事務局      | ここに記載するのは、農地法で規定された農地区分の該当事項を記載するようになっています。                                                                |
| 〇〇議長     | 質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。                                                            |
| 〇〇議長     | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。                                                         |
| 〇〇市農業委員会 | 次に、農地法第 5 条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                                   |
| 〇〇委員     | 土地改良事業が施行されて、何年が経過しているのでしょうか。また、その内容について説明をお願いします。                                                         |
| 〇〇市農業委員会 | 調べますので、少しお時間をください。                                                                                         |
| 〇〇委員     | 土地の利用及び施設の概要のところ、一般住宅 32 区画で、1 区画当たり〇〇㎡程度となりますが、11 頁の土地利用計画図では、1 区画〇〇㎡程度となっています。なぜ、このようになっているのか理由を教えてください。 |
| 〇〇市農業委員会 | 1 区画の〇〇㎡程度のうち、建築面積が、〇〇㎡となっていて、その他の面積は、通路等に含まれています。                                                         |
| 〇〇議長     | 1 区画当たりの面積がわかるように、土地の利用及び施設の概要のところ、整理して、再提出をお願いします。                                                        |
| 〇〇市農業委員会 | 整理して、後日提出いたします。                                                                                            |
| 〇〇委員     | 資金計画のその他の項の内容について、説明をお願いします。                                                                               |

|          |                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〇〇市農業委員会 | 登記測量申請費用として、〇〇万円、また、事務費として〇〇万円と<br>なっています。                                               |
| 〇〇議長     | 土地改良事業についての説明をお願いします。                                                                    |
| 〇〇市農業委員会 | 県営畑地帯総合整備事業〇〇地区で、完了公告は、平成 8 年 7 月 26 日<br>となっています。                                       |
| 〇〇委員     | 畑総の受益地内にある農地であるため、第 1 種農地ということですか。                                                       |
| 〇〇市農業委員会 | そのとおりでございます。                                                                             |
| 〇〇委員     | 周辺農地が樹園地の場合、営農に支障はないのですかね。                                                               |
| 〇〇市農業委員会 | 周辺農地への支障はないように対応していくとのことですよ。                                                             |
| 〇〇委員     | 第 1 種農地は、やむを得ない理由でないと許可できないと思われるが、<br>その点について、教えて欲しい。                                    |
| 事務局      | 本案件は、集落接続の要件に合致しているとは判断されていると思いま<br>す。                                                   |
| 〇〇委員     | 参考事項で、転用地の価格は、〇〇千円／10a と記載されています<br>が、これは、畑以外の雑種地も含めての価格とのことですが、畑だけの<br>価格はいくらになるのでしょうか。 |
| 〇〇市農業委員会 | 畑のみの転用地の価格は、〇〇千円となっています。                                                                 |
| 〇〇議長     | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、<br>異議のない方は挙手をお願いします。                                     |
| 〇〇議長     | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として<br>〇〇市農業委員会会長に回答いたします。                                   |
| 〇〇議長     | 次に、農地法第 5 条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇<br>申請の 太陽光発電設備 への転用について、ご意見・ご質問等ないでし<br>ょうか。              |

|          |                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 〇〇委員     | 13 頁の資金計画のその他の項目について、説明をお願いします。                                                  |
| 〇〇市農業委員会 | その他の金額の内訳は、太陽光パネル〇〇万円、パワーコンディショナー〇〇万円、その他部材〇〇万円、諸経費〇〇万円となっています。                  |
| 〇〇委員     | 太陽光パネル費等は、建設費の中に入るのではないのでしょうか。                                                   |
| 〇〇市農業委員会 | 今回は、太陽光パネル材料として、その他の方に入れています。                                                    |
| 〇〇委員     | 建設費で、〇〇万円の内訳を教えてください。                                                            |
| 〇〇市農業委員会 | 電気工事費となっております。                                                                   |
| 〇〇委員     | 事務局のほうで、今後は、資金計画の内訳について、指導していきたいと思います。                                           |
| 〇〇委員     | 排水計画について、自然地下浸透させる計画について、説明をお願いします。                                              |
| 〇〇市農業委員会 | コンクリート舗装はしないで、現状のまま利用する予定です。                                                     |
| 〇〇委員     | 池の深さは、どれくらいか。<br>また、オーバーフローした分を排水路に流すといったことは、できないのでしょうか。                         |
| 〇〇市農業委員会 | 池の深さは、〇m程度です。<br>元々農地であり、太陽光パネルを設置するためだけであり、そこに降る降水量は変わらないため、自然地下浸透させる計画となっています。 |
| 〇〇委員     | 〇m離して緑花区域を設置している理由を教えてください。                                                      |
| 〇〇市農業委員会 | 隣接地は、一般住宅であり、その方との調整で、緑花地域を設置し、フェンスを設ける計画となっています。                                |
| 〇〇議長     | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。                                 |

|              |                                                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 〇〇議長         | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として<br>〇〇市農業委員会会長に回答いたします。                           |
| 〇〇議長         | 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇<br>申請の 共同住宅及び専用住宅 への転用について、ご意見・ご質問等な<br>いでしょうか。     |
| 〇〇委員         | 17頁の資金計画でその他の項目について、説明をお願いします。                                                   |
| 〇〇市農業委<br>員会 | その他の内容は、測量費や図面作成費、各種申請等の費用が計上され<br>ているものと考えています。                                 |
| 〇〇委員         | 駐車場が169台となっていますが、これは、共同住宅7棟分と専用住<br>宅17棟分と両方が利用することとなるのでしょうか。                    |
| 〇〇市農業委<br>員会 | 共同住宅が7棟で50戸、専用住宅が17戸になります。駐車場につい<br>ては、最大3台までと想定しており、駐車場169台分を設置する計画と<br>なっています。 |
| 〇〇議長         | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、<br>異議のない方は挙手をお願いします。                             |
| 〇〇議長         | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として<br>〇〇市農業委員会会長に回答いたします。                           |
| 〇〇議長         | 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇<br>申請の 特定建築条件付売買予定地 への転用について、ご意見・ご質問<br>等ないでしょうか。   |
| 〇〇委員         | 転用地の価格で、〇〇千円/10a となっていますが、土地代金の内訳を<br>教えてください。                                   |
| 〇〇市農業委<br>員会 | 土地代金の内訳は、農地〇〇万円、宅地〇〇万円ということで、合計<br>〇〇万円となっています。〇〇千円/10a は、農地のみの価格となってい<br>ます。    |
| 〇〇議長         | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、<br>異議のない方は挙手をお願いします。                             |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〇〇議長 | <p>全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 〇〇議長 | <p>次に、農地法第5条関係、〇〇町農業委員会より諮問の 〇〇申請の 運送会社事務所及び駐車場 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 〇〇委員 | <p>転用許可基準を教えてください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局  | <p>これは、県道の沿道で、流通業務施設を設置することから、許可基準に合致していると判断されていると思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 〇〇議長 | <p>ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 〇〇議長 | <p>全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇町農業委員会会長に回答いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 〇〇議長 | <p>次に、農地法第5条関係、〇〇町農業委員会より諮問の 〇〇申請の 農業用資材置場、農業用倉庫、乾燥調整施設及びもみ殻置場 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 〇〇委員 | <p>違反転用に関する国の通達があったら、それにそって、きちんと対応しないといけないと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局  | <p>違反転用が全国的に発生しているということを踏まえて、令和4年9月30日付けで、農水省の農村計画課長から県あてに違反転用の適切な対応についてという通達が出されています。</p> <p>その中に記載されている主なものを読み上げたいと思います。</p> <p>追認許可の適正化についてです。</p> <p>違反転用に対しては、原状回復に向け、行政指導又は農地法第51条第1項の規定に基づく処分を行うことが原則であり、追認許可は、あくまでもやむを得ない場合における例外的な処分であること。</p> <p>農地転用許可基準を満たすことが見込まれる場合であったとしても、安易に追認許可で対応するのではなく、まずは、原状回復の必要性及び可能性について十分に検討し、その可否を判断すべきこと。特に、常習的に違反転用を行っている等の悪質性が高い案件については、原状回復を基本とするなど厳正に対処すること。</p> |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>やむを得ず追認許可を行う場合であっては、違反転用の当事者に対し、再発防止を徹底するための指導を口頭又は文書をもって確実に行うこと。といった内容が示されています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 〇〇議長     | <p>今、事務局が読み上げた項目の中に該当しますので、皆さんも注意深く農地パトロールをやっていただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 〇〇町農業委員会 | <p>先ほど始末書のお話が出ましたので、始末書の内容について、ご説明させていただきます。</p> <p>申請の土地については、平成 19 年に農地法の申請をしないまま農業用施設を整備していました。</p> <p>令和 8 年 2 月くらいに自己資金で造成を行ってたそうですが、その理由は、農用地区域内農地の軽微な変更の手続きを経たので、法律的な手続きはできていると思っていたとのこと。その後、建物を建設する段階で、融資を受けて対応しようとした時に、地目が農地であったため、融資が断られ、この時、手続きが終わっていなかったことに気づき、役場に相談に来られたという事です。その後は、造成工事は中断しているとの事です。</p> <p>申請者の勘違いで、無断転用していることをお詫び申し上げます。今後、農地法を遵守しますと始末書には記載されています。</p> |
| 〇〇議長     | <p>ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 〇〇議長     | <p>こういう事は早めに手続きをすれば、用途区分の変更はすぐにできるので、こういう事案が少なくなるように、皆さん頑張っていただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 〇〇議長     | <p>全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇町農業委員会会長に回答いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 〇〇議長     | <p>以上、本日意見を求められた 農地法第 4 条関係 1 件、農地法第 5 条関係 7 件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 〇〇議長     | <p>続きまして、その他の項目に移ります。</p> <p>国会議員への要請活動について、事務局から説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 農業会議事務局  | <p>(資料 2 により事務局説明)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|         |                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------|
| 〇〇議長    | 続まして、「農業者年金、全国農業新聞の推進について」農業会議事務局より説明をお願いします。                  |
| 農業会議事務局 | (資料3により事務局説明)                                                  |
| 〇〇議長    | ただいま、事務局から説明がありました。<br>皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                  |
| 〇〇議長    | 他にないようでございますので、以上をもちまして、第122回常設審議委員会を終了いたします。<br>本日は、お疲れさまでした。 |
| 〇〇議長    | 次回は6月15日(月)、「グランデはがくれ」にて、開催となりますので、ご予定をお願いします。                 |